

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の発行について

本学正課行事への受講や参加のために、旅客鉄道株式会社（JR 各社）で営業キロが 100km を超える区間を乗車する場合、JR 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証、以下、学割証）を申請することができ、普通乗車運賃が割引となります。

◎申請対象者

学部（本科）・課程本科の在学生（※休学中は発行不可）

◎使用目的

受講もしくは参加が許可されている本学の正課行事に対して発行可能です。

- ・スクーリング（オンライン授業は対象外）
- ・実習
- ・口頭試問
- ・大学行事（通信教育生も含むもの）への参加
- ・卒業式
- ・論文面接指導

※使用目的が帰省や本学図書館利用の場合は、発行できません。

◎発行条件

本学に登録している現住所の最寄駅（乗車駅）から降車駅までの片道が 100 km を超える場合に発行します。

学割証は、旅客鉄道株式会社（JR 各社）のみが対象です。他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、申請前に各社の窓口へ確認してください。

また、JR バス各社の高速バスについても、各社の営業規則によりますので、申請前に各社の窓口へ確認してください。

◎証明書発行サービスより発行依頼をする際に、備考欄に以下の項目を入力してください。

- ・使用目的（例：夏期スクーリング）
- ・訪問日（例：11/10）
（スクーリング受講時は「開始日」～「終了日」を入力）（例：7/21～7/30）
- ・乗車駅～降車駅（例：東京駅～京都駅）
- ・必要枚数（例：1 枚）

[注意事項]

- ・原則として 1 日につき 1 枚の学割証発行とします(1 枚で往復分購入可能)。ただし、交通機関の事情により 1 日につき 2 枚以上の学割証を希望する場合は、備考欄に事由を明記してください。
- ・学割証は、学生の修学上の経済的な負担を軽くし、教育の進行に寄与するために設けられている制度です。この趣旨を理解し適正に利用してください。
- ・使用目的（スクーリング受講時は種別）ごとに有効期限が異なりますので、該当する学割証を使用してください。
- ・学生証を他人に貸与または譲渡したり、使用目的以外で使用しないでください。不正使用があった場合は、記名本人に対し追徴金が課せられ、以降の交付を停止します。また、学籍処分の対象にもなります。
- ・乗車券を購入する際には「学生証」を、スクーリング受講時は「学生証」「スクーリング受講許可書（B-net よりダウンロード）」を発売窓口の係員に必ず提示してください。「学生証」裏面貼付の「在籍確認シール」が当年度分のものでなければ、学割での乗車券の購入ができません。
- ・学割証裏面の「使用上の注意」を読み、その指示に従ってください。
- ・学割証発行の対象となった学事を欠席する場合や、未使用の学割証は、通信学生課まで必ず返却してください。